

**北杜市障害者地域活動支援センター事業等に関する  
答申書**

**平成22年5月**

**北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会**

## 目 次

はじめに .....	1
検討委員会の経過 .....	2
障害者地域活動支援センター施設について .....	3
障害者地域活動支援センター事業等について .....	4
将来に向けての事業について .....	5

## 【はじめに】

本検討委員会は、障害福祉関係者等15人で組織し、平成21年7月30日に北杜市長から、障害者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るための地域活動支援センターの事業並びに障害者の福祉に関し、必要な情報の提供及び相談支援を行うために実施する事業等について検討するよう諮問を受け、事務局である福祉部福祉課の説明、資料及び先進地の視察等により慎重に審議を行ったものである。

地域活動支援センター事業については、障害者自立支援法に基づく市の必須事業であり、平成19年度は、精神障害者家族会である八峰会の小規模作業所に委託して事業を実施していたところであるが、八峰会のNPO法人化によるサービス事業者への移行により、平成20年度から事業ができず、現在は明野、長坂、武川会場で精神障害者の社会復帰相談指導事業であるデイケア事業を行っている状況である。

このため、平成21年3月策定された北杜市障害福祉計画(第2期計画)では、身体・知的・精神の3障害を対象として、地域との交流が図れるように、地域活動支援センター及び相談支援事業等が実施できるよう障害者の施設を含む複合施設建設と平成24年度の開所を目指すこととされている。

また、施設の場所については、武川町に予定されていた複合施設を含め、審議を行ったところである。

本答申は、以上を踏まえ障害者等の福祉の増進を図るため、北杜市障害者地域活動支援センター事業等に関し、答申するものである。

## 【検討委員会の経過】

- (第1回) 平成21年7月30日  
委員委嘱、所掌事項等の内容説明
- (第2回) 平成21年8月25日  
地域活動支援センター施設の事業等について
- (第3回) 平成21年10月6日  
地域活動支援センター施設の事業等について
- (第4回) 平成21年12月1日  
国分寺市障害者センター視察
- (第5回) 平成22年1月28日  
検討委員会の進め方について  
国分寺市障害者センター視察結果について
- (第6回) 平成22年2月26日  
甲州市福祉あんしん相談センター及び長坂高齢者体力づくりセンター視察
- (第7回) 平成22年4月30日  
地域活動支援センター事業検討結果の取りまとめについて
- (第8回) 平成22年5月25日  
答申(案)について

## 【障害者地域活動支援センター施設について】

昨年の政権交代により、自立支援法(以下「法」という。)が廃止され、障がい者総合福祉法(仮称)を制定する方針が明示されたが、今後の国の方向が見えないなかで法に位置づけられている障害者地域活動支援センター事業や相談支援事業等の障害者を支援する事業の審議は、時期的に難しい部分もあり、国の動向を見極めながら進めていく必要がある。

現在の状況のなかでは、相談支援事業については、法が廃止されても充実強化されて行くことも予想されるが、民間で効率実施できることは民間へという流れのなかで、障害者地域活動支援センター施設を新たに建設することについては、民間への移行を含め法廃止等の影響を受ける可能性がある。

また、障害者地域活動支援センター事業は障害者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るためのソフト事業であるため、国・県からの施設建設への補助もなく、市の財政状況の厳しさ、行政改革に伴う遊休施設の活用や、障害者の施設であるため、障害者にとって利便性の高い場所での開設等を含めて考えると、新たな施設の建設には慎重を期す必要がある。

このため、障害者地域活動支援センター施設については、当面、障害者のデイケア事業等に利用されている長坂高齢者体力づくりセンターを改修等により活用していくことが望ましい。

## 【障害者地域活動支援センター事業等について】

身体・知的・精神の3障害の方を対象にした相談支援事業、障害者地域活動支援センター事業やボランティア活動等を実施でき、就業・生活支援センター等の県の委託事業も取込み、障害者の相談支援体制ネットワークの構築ができる拠点施設としていくことが望ましい。

以上を踏まえ次の項目を提言する。

- 障害者地域活動支援センターは、身体・知的・精神の3障害の方を対象に、国庫補助加算対象となる事業を目標に進める。
- 障害者地域活動支援センター事業等の運営は、市で行う。ただし、必要に応じ福祉法人等への委託等を行うことができる。
- 障害者にとって何より重要な相談支援事業を実施するため、専門職である保健師、精神保健福祉士等を配置する。なお、各種の申請受付、手続支援、健康相談等を行い支援の充実を図る。
- 社会との交流の促進を図る事業を実施するため、交流サロンやオープンスペースを設ける。
- 創作的活動又は生産活動の機会として、現在、実施している精神障害者の社会復帰相談指導事業であるデイケア事業を障害者地域活動支援センター事業に移行する。
- 利用者の状況や、交通事情等から送迎を考える。
- 地域の障害関係施設や団体、障害者相談員、民生委員等との事業の連携が持てるようにするとともに、ボランティアが自由に来られ、支援等ができる施設とする。
- 就業・生活支援センターの就職相談支援事業等の県の委託事業も取り込み、障害関係事業が連携を持てる施設にし、窓口を一元化した支援体制を整える。
- 体操、ゲートボール等の運動や農作業体験等ができる施設とする。
- 障害者が高齢者や子ども等と交流できる場とする。
- 障害者地域活動支援センター事業の開始に向けては、今後、法改正により制度が変わることや、障害福祉関係機関、施設等と連携を持てるようにするため、必要に応じ関係者との検討の場を設けていく。

【将来に向けての事業について】

- 将来は小中学校や保育園等の統廃合による遊休施設等の活用を検討し、民間事業所への委託等も含めて障害者の訓練事業、作業所、介護を行う者の疾病等の際の障害者の緊急的な支援(障害者等フルタイム緊急支援事業)やショートステイ等の事業を行い、複合的な施設とすることが望ましい。  
また、峡北地域等の広域的なエリアでの相談支援事業等も検討していく必要がある。